

こどもの居場所活性化機能の導入検討業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、こどもの居場所活性化機能の導入検討業務（以下「本業務」という。）において、最も適切な企画力、実践力、専門的知識、経験及び実績を有する事業者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 こどもの居場所活性化機能の導入検討業務
- (2) 履 行 場 所 いなべ市役所
- (3) 業 務 内 容 こどもの居場所活性化機能の導入検討業務仕様書によるものとする。
- (4) 履 行 期 間 契約締結の日から令和9年3月19日(金)までとする。
- (5) 予算上限額 金2,500,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）
※現時点での見込であり、金額を保証するものではない
- (6) 契約保証金 契約金額の100 分の10 以上
ただし、いなべ市契約規則（平成22 年規則第16 号）第28 条に該当する場合は、契約保証金の納付を免除とする。

2 参加資格

本業務のプロポーザルに参加する者は、参加申込書の提出日から令和8年8月27日（木）までの間において、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) いなべ市入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種「計画策定・コンサルティング」、業種細目「各種計画策定」または「公共事業企画提案」に登録されている者であること。
- (3) いなべ市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成21年いなべ市告示第103号）第4条第1項の規定による入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- (4) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) いなべ市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成28年いなべ市告示第119号）別表第2に規定する要件に該当する者でないこと。
- (7) 令和3年度から令和7年度に、人口4万人以上（令和8年4月1日現在）の地方公共団体において、こども・子育て分野で官公庁が発注する住民調査を反映させた各種計画策定または公共事業企画提案（以下「類似契約」という。）を履行し

た実績を有するものであること。

3 事務局

いなべ市役所 健康こども部 こども政策課

〒511-0498

三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地

TEL：0594-86-7821 FAX：0594-86-7864

E-mail：jidou@city.inabe.mie.jp

4 日程

プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

項番	区分	手続等	期限等
1	参加申込 及び 1次審査	仕様書等の閲覧期間	公告の日から令和8年7月31日（金）午後4時まで
2		1次審査に関する質問の提出	令和8年7月27日（月）午後4時まで
3		1次審査に関する質問回答	令和8年7月29日（水）
4		1次審査に関する書類の提出	令和8年7月31日（金）午後4時まで
5		1次審査結果通知	令和8年8月5日（水）
6	2次審査	2次審査に関する質問の提出	令和8年8月12日（水）午後4時まで
7		2次審査に関する質問回答	令和8年8月14日（金）
8		2次審査に関する書類又は辞退書の提出	令和8年8月21日（金）午後4時まで
9		プレゼンテーションの実施	令和8年8月27日（木）
10		2次審査結果通知	令和8年8月28日（金）
11		最終ヒアリング	令和8年8月31日（月）～ 9月3日（木）
12	契約	委託契約締結	令和8年9月1日（火）～ 9月7日（月）

5 プロポーザルの手続き

参加希望者は、「4 日程」により、次に従い必要な手続きを行うこと。

(1) 参加申込書等の提出（1次審査）

参加希望者は、「4 日程」に記載の提出期限までに、指定された様式に基づき参加申込書等を提出するものとする。

ア 提出書類

(ア) 企画提案参加表明書（様式1）

- (イ) 会社概要書（様式２）
- (ウ) 類似契約実績書（様式３）
- (エ) 類似契約実績書に記載のある業務が完了したこと及び契約金額のわかる資料（検収調書等）の写し。これが提出ができない場合は、契約履行実績申出書（別紙（様式３関連））

イ 提出先 ３ 事務局と同じ

ウ 提出方法 持参又は配達状況が確認できる方法で郵送すること。（受付は、いなべ市の休日を定める条例（平成15年いなべ市条例第２号）第１条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

エ 製本方法 提出書類(ア)～(イ)の順番で左上綴じとする。

オ 提出部数 １部

(2) 企画提案書等の提出（２次審査）

１次審査において、選定の通知を受けた者（以下「企画提案者」という。）は、「４ 日程」に記載の提出期限までに、指定された様式に基づき企画提案書等を提出する。なお、辞退者は、企画提案書の提出期限までに企画提案参加辞退書（様式８）を提出するものとする。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（様式任意Ａ４縦または横）

①企画提案書は、20頁程度とし、目次及びページ番号を付すものとする。

②受領した企画提案書は、プロポーザル審査後に正本１部を除き返却するものとする。

(イ) 工程計画表（様式任意Ａ４縦または横）

(ウ) 業務実施体制書（様式５）

(エ) 担当技術者調書（様式６）

(オ) 見積書（様式７）、見積内訳書（様式任意Ａ４縦、要押印）

①金額の総額と、業務内容と金額を記した内訳について記述する。

②見積金額が予算上限額を上回る企画提案者の企画提案は無効とする。

(カ) 他の地方公共団体の事業報告書（様式３に記載のあるもの）

イ 提出先 ３ 事務局と同じ

ウ 提出方法 持参又は配達状況が確認できる方法で郵送すること。（受付は、休日を除く。）

エ 製本方法

タイプＡ	提出書類 (ア)～(イ)	正本１部は、名称、代表者名のほか企画提案者を特定できる情報を記載する。副本９部は名称、代表者名のほか企画提案者を特定できる情報を記載しない。いずれも提出書類(ア)～(イ)の順番で製本する。
タイプＢ	提出書類(オ)	封入し、提出する。封筒には「こどもの居場所活性化機能の導入検討業務」及び企画提案者名を記載する。

タイプC	提出書類(カ)	原本または副本を提出する。代表者名のほか 企画提案者を特定できる情報を記載しない。
------	---------	--

- オ 提出部数 タイプA 10部(正本1部、副本9部)
 タイプB 1部
 タイプC 最大5自治体まで。各1部

(3) 質問の提出、回答

- ア 質問方法 質問書(様式4)により、電子メールでの提出とし、電子メールの送信後、送達の電話確認を行うこと。口頭による質問の受付は行わない。
- イ 問合せ先 3 事務局と同じ
- ウ 電子メールの件名 【質問書】こどもの居場所活性化機能の導入検討業務公募型プロポーザル実施要領－提案者名
- エ 回答方法 いなべ市ホームページの入札契約情報に掲載し、閲覧に供することにより回答する。
 U R L <https://www.city.inabe.mie.jp/sangyo/nyusatsu/nyusatsukokoku/index.html>

6 プレゼンテーション

提出された企画提案書等に基づき、「4 日程」によりプレゼンテーションを開催する。

- (1) 開催場所 いなべ市役所 行政棟 2階 庁議室
- (2) 控室 いなべ市役所 行政棟 2階 相談室2-1
- (3) 開催時間 午前9時30分より順次(予定)
- (4) 所要時間 プレゼンテーション20分程度、質疑応答10分程度の計30分程度
- (5) 会場設備等 パソコン、モニター
- (6) 留意事項 3名以内とし、説明は本業務の主担当者(様式6に記載のある主担当者)が行うこと。

7 審査及び選定

(1) 1次審査

参加申込書等の提出者が4者以上となった場合は、提出された書類をもとに履行実績数が多い順に最大3者、事務局が選定する。ただし、履行実績数が同数である者が複数ある場合は、三重県内での履行実績数の多い順に選定する。県内履行実績数が同数である者が複数ある場合は、直近3件分の履行実績の合計契約金額の高い順に選定するものとする。

審査結果は参加申込者全員に、FAX又はE-mailで通知する。

(2) 2次審査

こどもの居場所活性化機能の導入検討業務プロポーザル選定委員会において、以下の項目について企画提案書等に基づくヒアリング審査を行い、最も高い評価

点を得た提案者を最適提案者とし、第2位の者を次点候補者として選定する。評価点が同点の場合は、企画提案内容が高い得点を得た者を上位とする。

評価項目	評価事項	配点
企画提案内容	(1) いなべ市の特性を踏まえた業務の理解度 (2) 企画提案内容の業務との適合性 (3) 企画提案内容の独創性 (4) 次年度以降の事業への展開可能性 (5) 追加提案内容の活用可能性 (6) スケジュールの履行可能性	55
実施体制	(1) 総括責任者及び主担当者 (2) 実施体制	20
業務実績	業務実績	10
プレゼンテーション	熱意・取組姿勢	10
見積額	見積金額	5
合計		100

(3) ヒアリング及び契約候補者

- ア 2次審査終了後に最適提案者とヒアリングを行い契約候補者とする。
- イ ヒアリングに出席しない場合又はヒアリングにより提案内容と大きく相違するなど、著しく不適当と判断した場合は、次点の企画提案者を最適提案者とし、上記アの手順により契約候補者とすることができる。
- ウ 上記により決定した契約候補者が契約を締結しない場合は、次点の企画提案者とヒアリングを行い契約候補者とする。

(5) プロポーザルの審査結果の公表等について

- ア プロポーザルの審査結果及び審査を経て契約候補者として決定した者の名称は、企画提案者全員に書面で通知する。
- イ 企画提案者の評価、審査経過及び評価理由等は公表しない。

8 契約締結に関する基本事項

(1) 契約内容の調整及び仕様書の確定

契約候補者及び市が、業務内容等の調整を行い、仕様書を確定する。

(2) 見積書の再提出

契約候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を再提出する。

9 失格事項

次に掲げる条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 提出書類の提出方法及び提出期限を遵守しない場合
- (2) 審査委員等に直接、間接を問わず、本プロポーザルに対する助言を求める等の

働きかけを行った場合

(3) 提出書類に虚偽の記載がある場合

10 その他

- (1) 本業務は、プロポーザル方式により受託者を選定することから、企画提案書の記載内容及びヒアリング内容を尊重しつつ、具体的な業務内容は本市と協議のうえ決定することとする。
- (2) プロポーザルに参加する費用は、全てプロポーザルに参加した者の負担とする。
- (3) 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。また、提出書類等で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (4) 企画提案書の提出後は、企画提案書等の修正又は変更はできない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、選定委員会が承諾したものについてはこの限りでない。
- (5) 契約締結者の企画提案書類の著作権は、契約締結者に帰属する。ただし、いなべ市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合、契約締結者の承諾を得ずに企画提案書等の内容が無償で利用できるものとする。また、本案件に係る情報公開請求があった場合は、いなべ市情報公開条例（平成15年いなべ市条例第8号）及びいなべ市情報公開条例施行規則（平成15年いなべ市規則第8号）に基づき、企画提案書等を公開することがある。